

# 令和5年度 九州自然歩道魅力ステッパアップ事業補助金 公募要領

## 募集案内

県内の九州自然歩道を活用した自然体験プログラム開発や  
利用環境の整備等を実施する民間事業者等を支援します。

- 募集期間  
令和5年7月10日（月）～ 令和5年7月30日（月）  
※応募状況によっては追加募集する場合があります。
- 問合せ先  
宮崎県環境森林部自然環境課 自然公園担当  
〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1  
電話：0985-44-2624  
メール：[shizen@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:shizen@pref.miyazaki.lg.jp)

令和5年6月

宮崎県環境森林部自然環境課

## 【目次】

1	事業目的	3
2	概要	3
3	補助対象者	3
4	補助対象事業	4
5	補助対象期間	4
6	補助対象経費	4
7	応募手続等	4
8	採択方法等	6
9	注意事項	7
10	連絡先	7

# 令和5年度九州自然歩道魅力ステップアップ事業補助金公募要領

## 1 事業目的

九州自然歩道は、北は高千穂町の祖母山（国観峠）から南は高原町の高千穂峰に至る長距離自然歩道であり、県内の自然や歴史、文化をつなぎ、四季折々の楽しみ方や長短を選択したコース設定が出来ること等から、九州自然歩道を活用した自然体験プログラムの促進や利用環境の整備等を実施する地域住民・団体等に対し、支援を行うものです。

## 2 概要

### (1) 補助対象となる費用等

地域住民・団体等による九州自然歩道を活用した取組に要する費用を支援します。

- ① 補助率 10/10以内
- ② 補助上限額 600千円（ただし、補助対象経費が600千円に満たない時は、その額を上限とします）

### (2) 期間

- ① 募集期間 令和5年7月10日（月）～ 令和5年7月31日（月）  
※応募状況によっては追加募集する場合があります。
- ② 事業完了 交付決定日から令和6年2月29日（木）までに支払も含めて完了する必要があります。

## 3 補助対象者

以下の（1）から（5）の要件を全て満たした者が補助対象者となります。

### (1) 次のいずれかに該当すること。

- ア 県内に事業所を有する法人（一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人又は特定非営利活動法人を含む）
- イ 県内に事業所を有する法人等で構成する協議会、組合等の団体
- ウ その他知事が適当と認める者

### (2) 県税に未納がないこと。

### (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

### (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

### (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

#### 4 補助対象事業者

上記3に定める補助事業者が、九州自然歩道を活用した取組を支援する事業です。新型コロナウイルスの状況に鑑み、三密を避けた実施の検討をお願いします。その他事業の評価のポイントは、下記8を参照ください。

#### 5 補助対象期間

交付決定日から、最長で令和6年2月29日（木）までとなります。その間に事業を開始し、支払まで終了したものが補助対象となります。

**※ 交付決定前に行った発注、契約、支払は補助対象外となります。**

#### 6 補助対象経費

九州自然歩道を活用した取組に要した費用が補助対象経費となります。本事業の対象として明確に経理が区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認出来るもののみになります。

**交付決定前までに発注、契約、購入等を実施したものは補助対象とはなりません。**  
**なお、交付決定前に見積もり等を取ることは可能です。**

補助対象経費について不明な点は、個別にお問い合わせください。

#### 7 応募手続等

##### (1) スケジュール

ア 公募開始	令和5年7月10日（月）
イ 事前連絡書の締切	令和5年7月24日（月）午後5時
ウ 提出書類の締切	令和5年7月31日（月）午後5時
エ 審査結果通知	令和5年8月中旬 予定

**※状況によって、追加募集を実施する場合があります。**

##### (2) 事前連絡書

本事業に応募する事業者は、事前連絡書（別紙様式1）にて提出ください。

- ① 提出先 下記（4）参照
- ② 提出期限 令和5年7月24日（月）午後5時
- ③ 提出方法 電子メール  
(提出確認のため、送信後は担当者まで御連絡ください。)

##### (3) 提出書類

以下の書類を提出ください。

提出書類		様式	必要部数
①	九州自然歩道魅力ステップアップ事業補助金提出様式一覧	別紙様式第2	1部
②	事業概要提案書 以下の点等、事業の概要について記載すること。 ア 対象地域 ・九州自然歩道及び九州自然歩道と組み合わせて実施する地域 イ 事業内容 ・対象地域において、利活用及び環境整備等を図る内容を具体的に記載 ・ロングトレイル先進地視察やプログラム開発における講師派遣等は、内容を具体的に記載 ウ 実施時期、所要時間 エ コンセプト、狙い ・九州自然歩道を活用した取組により、当該地域のどのような魅力発掘につながるか オ 募集人員、募集方法 カ 参加者からの料金徴収の有無、金額 キ 参加者の臨場感を高めるための取組 ク 事業実施スケジュール、実施体制	任意(A4)	4部
③	事業計画書	様式第1号	4部
④	収支予算書	様式第2号	4部
⑤	誓約書	様式第3号	1部
⑥	事業者の事業概要等が分かる書類（パンフレット等）	任意(A4)	4部

#### (4) 提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県環境森林部自然環境課 自然公園担当 田中

※メール、持参又は郵送にてご提出ください。

郵送いただく際には、事前に電話（連絡先 0985-44-2624）にて、氏名（事業者名）、郵送日、連絡先（電話番号）を上記担当までお知らせください。

（メール送付先：shizen@pref.miyazaki.lg.jp）

#### 【提出に際しての注意事項】

- ア 1事業者が複数の提案を行うことは可能ですが、その場合は、上記提出書類のうち①～④については提案ごとに作成し、提出をお願いします。
- イ 必要書類が添付されていないなど、提出書類に不備がある場合は不採択となりますので、提出書類を十分に確認のうえ、提出ください。
- ウ 上記提出書類のほか、必要に応じて別の書類の提出をお願いする場合があります。
- エ 提出いただいた書類は返却しませんので、御注意ください。
- オ 提出いただく書類はA4サイズとしてください。

カ 応募に係る一切の費用は応募者負担となります。

キ 採択された補助事業者、事業の概要等については、県のホームページ等で公開することがあるほか、新聞や関係機関への資料提供を行うことがあります。

### (5) 質問等

応募にあたっての質問については、質問書（別紙様式3）にて提出ください。

① 提出先 上記（4）参照

② 提出方法 電子メール

（提出確認のため、送信後は担当者まで御連絡ください。）

## 8 採択方法等

応募書類の記載内容を確認のうえ、県が採択可否の検討を行って、概ね2週間程度で採択・不採択の連絡を行う予定です。評価等に当たって、不明な点等はお尋ねしますのであらかじめご了承ください。

評価・採否検討は以下の点から総合的に行い、予算の範囲内で採択事業者を決定します（申請状況や事業内容に応じて、補助金額は申請額から減額する場合があります。）

なお、採否決定の経過等に関するお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

### 【評価の主なポイント】

項目		内容
1	九州自然歩道の利活用活動、コンセプトについて	○自然の大切さや森林の持つ公益的機能を学ぶ場として九州自然歩道を活用しているか。 ○「豊かな自然に触れあえる」「地元でしか認知されていない」魅力の発掘につながる内容となっているか。 ○九州自然歩道の利用者の増加や満足度向上につながる取組であるか。 ○将来性のある内容かどうか。
2	事業実施スケジュール、実施体制について	○事業実施スケジュールは妥当なものか。 ○事業を実施できる人員、体制が確保できているか。

## 9 注意事項

### (1) 交付決定について

採択後、別途定める補助金交付申請書等を提出していただいた後、補助金の交付決定を行います。

### (2) 補助対象経費・補助事業の実施について

- ・ 補助対象経費は、補助金交付決定後、事業実施期間内に発注・契約・購入・支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。
- ・ 交付決定前に契約・発注・購入等した費用、事業実施期間を過ぎてから支出した費用は補助対象外となりますのでご注意ください。なお、交付決定前に見積もり等を取ることは可能です。
- ・ 補助対象経費は、本事業の対象として明確に経理が区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。
- ・ 補助金は精算払となります。

### (3) 書類の保存について

補助事業に係る支出状況等を証する書類は、県の補助事業監査等の対象書類となります。必要な書類が保存されておらず、不適切な経理が行われたと認められた場合は、補助金返還の対象となることがあります。

### (4) 消費税の取扱いについて

- ・ 消費税及び地方消費税は補助対象経費に含みません。
- ・ 応募時及び交付申請時には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して補助対象事業費を算定してください。
- ・ ただし、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、実績報告時に当該金額を減額して報告するか、又は実績報告後に当該金額を別途定める様式により報告し、返還する必要があります。

### (5) 事業内容の公表について

補助対象事業として採択された場合、施設の名称や補助対象事業者名称、事業概要等を公表することがあります。あらかじめご了承ください。

## 10 連絡先

宮崎県環境森林部自然環境課 自然公園担当 田中

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電話：0985-44-2624

メール：[shizen@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:shizen@pref.miyazaki.lg.jp)

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日及び祝日は除く）